

2020(令和2)年7月10日

## ICOCAによる新サービス「京阪電車ポイント還元サービス」 の開始について

京阪電気鉄道株式会社(本社：大阪府中央区、社長：中野道夫)では、交通系 IC カードの利便性向上による一層の利用拡大を図るため、2020年12月1日(火)より、ICOCAによる新たなポイントサービスを開始します。詳細は以下のとおりです。

### 1. サービス名称

京阪電車ポイント還元サービス

### 2. 開始日

2020年12月1日(火)初発より

### 3. 対象路線

京阪線、鋼索線

※大津線は除きます

### 4. ポイントサービスの概要

本ポイントサービスに登録した ICOCA で、対象路線の同一運賃区間を1カ月間(1日～末日)に11回以上乗車されたお客さまに対して、11回目以降の利用に乗車運賃合算額の10%分をポイント(1ポイント単位の端数は切り捨て)として付与いたします。貯まったポイントは翌月15日以降に当社の自動券売機、チャージ機でポイントをチャージすることで、1ポイント1円として電車のご利用やお買い物にご使用いただけます。

なお、ポイントは、利用月から起算して3カ月後の末日までにチャージしなかった場合、失効となります。ポイント対象の条件については、別紙1をご覧ください。

※本サービスは当社独自のポイントサービスです。

### 5. ICOCA の利用登録

ICOCAによる京阪電車ポイント還元サービスのご利用には、利用登録(無料)が必要です。

利用登録した日が属する月のご利用分から、ポイント算出の対象となります。

(例)12月中に登録いただければ、12月1日からのご利用がポイント算出の対象となります。

詳細については、別紙2をご覧ください。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。



ICOCA

(別紙 1)

## ポイント還元の対象となるご利用の条件と計算方法

### □ポイント還元について

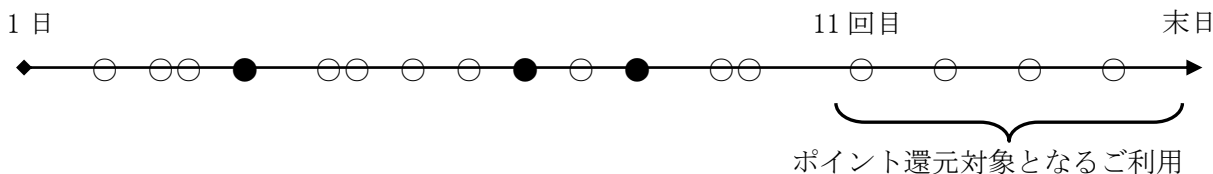
- ・京阪電車ポイント還元サービス対象路線(京阪線、鋼索線)の同一運賃区間を、利用登録された ICOCA で 1 カ月間に 11 回以上乗車された場合に、ポイント計算の対象となります。
  - ・利用登録の日が属する月のご利用分から、ポイント計算の対象となります。
- ※利用登録は 11 月中旬から可能ですが、ポイント計算の対象は 12 月のご利用分からとなります。

### □ポイント計算について

(例)340 円区間を 14 回乗車した場合

11 回目以降の 4 回分の運賃合計金額、1,360 円(340 円×4 回)に対して、10%の 130 ポイント(1 ポイント単位の端数は切り捨て)を付与いたします。

※チャージすることで 1 ポイント 1 円相当としてご利用いただけます。



- 340 円区間(枚方市駅→淀屋橋駅、大江橋駅→香里園駅など)のご利用
- それ以外の区間(270 円区間など)のご利用

### □ポイント計算の対象とならない場合

- ・京阪線、鋼索線以外の駅相互間のご利用。
- ・ICOCA 定期券区間内のご利用。
- ・のりこしでの ICOCA と他の乗車券や現金を併用した精算。
- ・ICOCA カードを用いた自動券売機での乗車券購入。

## 京阪電車ポイント還元サービスの利用登録

- ・京阪電車ポイント還元サービスのご利用には、利用登録(無料)が必要です。
- ・利用登録は、京阪電車の自動券売機およびチャージ機をご利用ください。

### ○利用登録できる I C カード



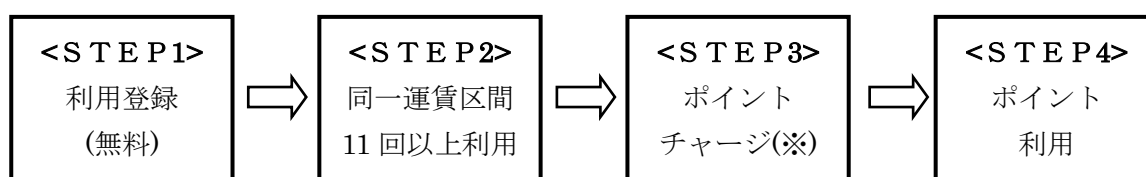
- ・「ICOCA」のロゴがあるカードで利用登録が可能です。
- ・京阪電車以外で購入した ICOCA カードも、利用登録が可能です。
- ・**身体障がい者割引、知的障がい者割引を適用して発売した ICOCA 定期券は「京阪電車ポイント還元サービス」をご利用いただけません。**

### ○利用登録できる自動券売機およびチャージ機



- ・京阪線の自動券売機およびチャージ機で利用登録ができます。
- ・11月中旬より、順次利用登録が可能となります。
- ・利用登録では、氏名、生年月日、電話番号を登録いただきます。(※)  
※記名式 ICOCA の場合、氏名、生年月日は自動で登録されます。

### ○利用登録からポイント利用までの流れ



※お客さまによるチャージ操作が必要です。(自動でチャージされません)

以 上